

# 『天正狂言本』の中世的様相と女性ジェンダー

田端 泰子

## はじめに

現行狂言の原型とされる『天正狂言本』は、現行狂言台本のように台詞が記されているわけではなく、粗筋や挿入歌にとどまるのであるが、奥書に天正の年号が記されていることから、戦国時代末期に成立したものであることは確実であると考えられる。それ故、天正年間までの戦国期（中世後期）の社会が何らかの形で反映しているとみてよく、中世後期社会の諸様相を考察する時、資料としての価値は十分にあるものと考えられる。本稿ではまず『天正狂言本』に見られる中世的様相を辿り、それが他の中世の史料と対応するものであれば、中世後期の社会を映し出す鏡―史料として使用できるものと考え、狂言に見られる中世的様相を抽出してみたい。次いで、狂言に登場する女性の姿を分析し、現実にはさまざまな女性が存在する中で、どのような女性ジェンダーが確立してきたのかを考察してみる。

文学研究の視角から『天正狂言本』を精査した橋本朝生は、内容面

から、また演出面からも「侍身分の者を嘲弄し、百姓・下人・非人身分の者を厚遇するという立場で貫かれていた」「『異形』の者たちの思いを描く」中世史劇であったとする<sup>(1)</sup>。つまり『天正狂言本』は民衆側の下剋上思想に共鳴したものとみている。

これより以前、佐竹昭広も現行曲「鏡男」の検討から、弱者・落伍者に対する遠慮会釈のない笑いこそ、下剋上の狂言にみられる本質的な笑いだとした<sup>(2)</sup>。

女性史研究の側から『天正狂言本』を意識的に扱ったものとして、筆者の旧稿と黒田弘子のものである。筆者は「『一揆の時代』と呼ばれる中世後期の、惣結合や土一揆にみられる民衆の力の高揚が、狂言にも女性の姿を借りて反映している」と述べ、現行曲「鈍太郎」の止めと『天正狂言本』「女らくあみ」の止めの比較から、「女性の荒々しさも率直に好感をもつて迎えられたのは、当時の人々の下剋上の思想と無関係ではあるまい」と結んだ<sup>(3)</sup>。

黒田弘子も「主要な笑いは、多くの太郎冠者同様、下位者による下剋上であった」と見ており、女性についても「中世の女たちは、何の

(1)

あつれきもなく、二人妻の状態を許すほど寛容ではなかったし、無知で嫉妬深い女という存在に甘んじていかなかった」と、女の側からの異議申し立ての姿を評価した。また天正狂言本の「松山鏡」と現行曲「鏡男」を比較して、前者は哄笑、後者は嘲笑とし、笑いのなかの女性差別を指摘している。<sup>(4)</sup>

このように、先行研究は筆者のそれを含めて、『天正狂言本』の底に流れる共通テーマは下剋上の思想であるとする。その点を全面的にあらためる必要を認めないが、その下剋上が当該期の社会において実現可能な命題であったのか、また夫婦の関係において下剋上はどのような意味をもつものであったのかについて、本稿で考察してみたい。

## 一 『天正狂言本』に見る中世後期的様相

『天正狂言本』には全百五曲の狂言台本が合まれている。そのうち「木賊」<sup>(5)</sup>は同内容のものが他にあるので、実質は全百四曲である。本章では、『天正狂言本』全体を通観した時に気が付く中世後期的様相について、いくつかの側面から取り上げてみたい。そのことよって『天正狂言本』がどのような視点で構成されているのかがわかるのではないかと考えるからである。なお『天正狂言本』の成立年代は天正期（戦国末）であるとして論じていきたい。

衣類については小袖が六曲に登場する。特に弁財天、大黒天、大名からの「かずけもの」<sup>(6)</sup>（賜与されたり給わたりした物品）の一つに小袖

があったり、「有徳」<sup>(7)</sup>な伯父から借用したものの一つが小袖であったり、大名の所持品であったりするところからみて、狂言に登場する小袖は、一般庶民の着用する小袖というよりは、小袖の高級品であったといえよう。前稿で、一般の商工業者・町に住む人々も小袖の着用が進んでいたことを、『七十一番職人歌合』等を通じて論じた。<sup>(8)</sup>特に戦国期の大原女は小袖を着ているのに、近世になるとその着衣は正装（木綿の着物、御所染の帯、紺染の手拭、たすき、白腰巻、はばき）でも、略装（紺又は緋の木綿の着物、手拭、二幅半の前だれ、たすき、手甲、はばき）でも、筒袖の仕事着に収斂し、小袖ではなくなるといふ変化を見せる。<sup>(9)</sup>むしろ小袖の庶民層への普及の度合いは、近世より中世後期の方が激しかったといえるのではないかと思う。一般人が普段着として着用していた小袖は、さまざまな階層の着衣でもあった。しかし身分によつて小袖の素材は異なつたであろう。そのため高級品は拝領して喜ばれるものであったので、「かずけもの」として狂言にたびたび現れたのであろう。中世後期には身分・階級により、それぞれの階層に相応しい小袖が着用されていたことがわかる。

食料品としては、砂糖、「茶の子」<sup>(10)</sup>（茶うけの菓子）などの珍しい嗜好品が登場していることが注目される。特に茶の子の登場は、茶道の成立と一般の愛好に対応していると考えられる。一方茶葉については、多様な茶の銘柄が登場していたようである。「本茶」と「非茶」という区別があり、本茶が宇治であることは、宇治の茶の地位の高さを物語る。おいしい茶をたてるために清水を汲みにいったり、<sup>(11)</sup>天目茶碗が登場したりするのも、<sup>(12)</sup>茶が身分の上下を問わず多くの人に好まれてい

たことの証拠であろう。

茶の飲み方にも中世的様相が見られる。旅人に茶を馳走しながら、後にその代を請求するという曲からは、茶店の姿が垣間見られる。室町・戦国期、寺社門前に「一服一銭」の茶を提供する茶店が京の町中にあり、茶売り商人がいたという事実を反映していると考えられる。と同時に茶が庶民の手にも届く嗜好品として広く親しまれる食品であったことが知られる。

茶の愛好の仕方にも階層性が表れており、織田信長や豊臣秀吉のように珍奇な茶器を収集し、権威の誇示として茶を利用した者から、合戦の合間の安らぎや親密な関係の形成のための武士の茶<sup>(16)</sup>、茶店で一時の安らぎを得る庶民の茶まで、さまざま楽しみ方があった。

酒もよく登場し、大名が酒を飲ませて百姓を労ったり、花盗人と花守が酒盛りをし、歌い踊るといふ形であらわれる。酒もまた高級品・嗜好品であったことを示す。酒の製造には二種の形態が見られる。伯父や伯母が酒を造っていたり、所持していたりするの<sup>(19)</sup>は、自家醸造の一般的存在を物語る。一方、「柳の酒」「松の酒」「梅壺」の名称が登場することを<sup>(20)</sup>見れば、室町期に京の町に現れた「柳酒屋」の醸造する新しい清酒が人気を博しつつあったことがわかる。このように伝統的な自家醸造の酒と、新種の、酒屋で醸造された清酒の二種が存在したことがわかる。

若狭の昆布を京で売るといふ曲があることから、諸国の特産物の京都など大都市への集結、そこでの販売が知られる。遠隔地との交易とともに、大原、静原などからの薪・柴などの物売りも見えるので、京

都近郊村落からの振り売りも典型的な中世後期商人の姿であったことがわかる。

中世後期の商業の形態としては、「唐物<sup>(14)</sup>」と呼ばれ鎌倉期以来珍重された中国産の品物などを扱う貿易商人、「しのぶわた<sup>(23)</sup>（信夫種）」など国内遠隔地の物品をもたらす隔地間商人、それに小売り商人としての振売商人があった。これを都市住民としての視点から区分すると、店棚を構える商人と近郷から来る振売商人があったことになる。

地方からの年貢・雑公事の貢納の場面で、大名や領主と百姓のやりとり<sup>(15)</sup>に一つの共通するパターンがあることに気付く。それは、上洛した百姓は大名や領主に言上する時、奏者を通じてしていること、いつも百姓は大名に「遅きとてしから<sup>(17)</sup>」れていることである。大名と百姓が直接物を言い合うような社会制度ではなく奏者を介さねばならなかったこと、つまり身分制の存在と、年貢の貢納を拒否するわけにはいかなかったが、たえざる年貢の遅延は半ば常識化していたことが読み取れるのである。戦国期には公家も寺社も荘園からの年貢納入が急激に減少し、藤元荘園を除いて、荘園領主の手元にはごく少数の荘園しか残らなかったこと、公家の家においても、高利貸利用が進んだことなどを、東寺や山科家を例としてかつて検討した<sup>(25)</sup>。百姓の年貢滞納、不納は当時の荘園領主経済の崩壊過程を如実に反映していると思ふ。「遅きとてしから<sup>(17)</sup>」れながら、年貢を納めてくれたことに対し、百姓たちはその労を労われる。遅延を責めることよりも、年貢が納入されたことこそが重視される時代に変わっていたことが示されている。

住居に目を転じると、自分の家を持つ人は、「有徳」な伯父や伯母

の姿をとって現れているので、大名の屋敷で大名に仕える太郎冠者以上の階層に適合的であったといえよう。それ以下の階層の人々は主人の屋敷内に住んでいたか、都市の簡単な造りの住居に住んでいたと考えられる。都市の庶民住居は『洛中洛外図屏風』<sup>(26)</sup>に見られる、屋根の上に石を置いた平屋の建物から推察することができよう。

『天正狂言本』の登場人物類型のなかの一つの特色は、橋本朝生が述べるように、旅人の存在にあると思われる。旅をして、一夜の宿を借りる人、旅人や座頭に気安く宿を貸す人があり、そうした温かい風習が存在したことは狂言研究者側から既に述べられたことである。<sup>(28)</sup>『天正狂言本』を見るとこの風習はいくつかの狂言に現れるので、戦国期に生きつづけていたことが知られる。しかし宿を借りるのは、旅人や座頭にとって、よほど一夜を過ごす建物のなかった場合ではなからうか。<sup>(29)</sup>「堂」が見られることから考えて、旅の途中に宿るのは祠や庵、お堂のようなものであるのが普通であったと思われる。一方、宿を旅人に提供した人々の側は、茶を馳走したりして、心からもてなす場合もあれば、<sup>(30)</sup>筥だけの宿であったり、<sup>(31)</sup>宿主の女が座頭の衣類を取って逃げたり、<sup>(32)</sup>宿の娘が座頭と夫婦になろうと一緒に家を出たのに殿に鞍轡<sup>(33)</sup>えするなど、無情な場合も存在する。旅人や座頭に親切に宿を提供する人ばかりでなかった事はどの時代も同じであるが、旅人や座頭にとって厳しい事例の中に女性が悪役として登場するのは、か弱いと思われがちな女性の約変ぶりが一つのモチーフになっているためであろう。登場人物をながめた時、最も強く観客に印象付けられる点は階級社会の階層秩序であったと考える。大名と太郎冠者、大名と百姓、公家

近衛殿と奏者など階級差を前提とした上で狂言は筋立てをつくりあげている。とくに階層差が詳しく再現されているのは、出家座頭狂言においてである。座頭の中にも<sup>(34)</sup>検校、<sup>(35)</sup>勾当、座頭、こきふの階層差が歴然と存在した。このような社会で狂言は、座頭が仲裁に入った勾当を引き転ばし、踏んで帰ったり、<sup>(36)</sup>こきふが座頭を踏み転ばして帰ったりするという下剋上の様相を描写する。階層差の存在する社会の中で、下の者の逆襲を描くのは、社会の風潮が下剋上を許容するものであったからであろう。太郎冠者と主人との関係においても、太郎冠者が主人をやりこめたり、<sup>(37)</sup>大名が猿の役割と入れ代わって太郎冠者に引かれる設定があり、弱者の上位者への仕返しをモチーフにしている。さらに、仕返しの前提には、太郎冠者は日頃あまりに「さわどく」<sup>(38)</sup>召し使われているという状況があり、そのために主人を騙したことが筋立ての中で明らかにされる。<sup>(39)</sup>つまり座頭にしても太郎冠者にしても、日常の階層関係・主従関係の厳しさの中での、一時の下位者の上位者への反抗が、全体を貫くテーマであったと考えられる。下剋上の風潮は存在しても、階級差を全面的に打ち砕くことはできず、一時の下位者の反抗に留まったのが、狂言の演目であったといえる。

また狂言台本の内容の身障者など弱者への厳しさは、横井清、橋本朝生の指摘する通りである。駄賃馬を雇おうとした座頭が馬の代わりに牛に乗せられ、<sup>(40)</sup>こきふにまで馬鹿にされ、牛主やこきふと組み合いになり、座頭が踏まれるという「駄賃座頭」の内容が典型的に示すように、座頭はこきふばかりでなく一般庶民の代表たる牛主からも侮られるのである。ここには中世の庶民の、彼らより身分関係において下

位にある座頭等芸能者への蔑視・差別意識が表明されている。

婚姻に関しても中世の姿が再現されている部分がある。婿入り、舅入りが五曲に登場する。婿入りとは、婚姻後、婿が妻の実家を初めて訪れ、欲待を受ける儀式をいうようである。その際の「しつけ」を習うという場面がある点から、婿入りには一定の順序が儀式化して成立していたことがわかる。婚姻した若夫婦が夫方に同居したのか、新居居住なのか不明であるが、婿入り習俗が存在するということは、妻方同居でなかったことだけは確かであろう。但し狂言にみられる婚姻形態を嫁取婚と断定してしまふことはできない。なぜなら妻の親による婿選びはしばしばみられるテーマであるし、妻の父・母が「父舅」・「母舅」と対等に呼ばれているからである。婚姻形態は嫁入りに近くなり、夫方に同居するか新居居住が多くなっているが、夫婦間の対等性がまだまだ残っているというのが、中世後期の婚姻居住形態であったと思う。

婚姻形態がすべて嫁取り婚になってはいなかったことは、婿を求めて「高札」を立てる「高札む子」<sup>(43)</sup>によく再現されている。中世後期に婿取婚も存在したことが推測される。さらに「婿になりたくば宝を舅にたび給へ」<sup>(44)</sup>というくだりがあることから、婿取りの際、婿方から持参する財産のあったことが知られる。これは嫁取りの際の嫁の化粧料持参と同等の意味を持つと考ええる。とすれば中世後期には、婿取り、嫁取りの双方が存在し、形式は正反対ではあるが、形式上の差ほど実質上の差はなく、それぞれ移動する方が財産を持って行き、夫婦の財産を合わせて新夫婦の家が形成されたといつてよからう。したがって

家の中では夫婦の対等性が十分保たれていたと考えられる。

これらの他、争いごとの生じた時、仲裁人が中に入って穏便な解決が図られたこと<sup>(45)</sup>、一歩進んで検断を必要とする事態になった時でも検断の依拠する基準は「中を取る」<sup>(46)</sup>であったことが注目される。喧嘩など紛争には中人をもつて解決をはかるという慣習のあったことは、かつて勝俣鎮夫によって明らかにされているが、ここで述べておきたいのは、中人が入らずとも喧嘩の際双方相討ちで終わるといふ結果の迎えかたをとる曲の多い点についてである。喧嘩をしたものの片方のみ罰が課されるのではなく、双方に同じくらいの損害があつてしかるべしと中世の人々は考えていた。そのことが当時の公平観念であつたし、同じ被害を双方が被つたならば、その後にはしばしば生じた仇討ちは未然に防止されるはずである。このような考えが正当だと思われていた証拠は、室町幕府の裁許の中に「等同」を基準としたものの多かつたこと<sup>(49)</sup>からも証明される。

芸能関係では歌に並んで連歌が四曲に登場することから、その盛行が察せられる。さらに連歌においては、亭主と盗人<sup>(50)</sup>、魚売りと米売り<sup>(51)</sup>が連歌をする場面があることから、異なる身分の人々であつても、このような場では一定の平等性が保たれるのが普通であつたこともわかる。

夫婦関係ではかなりの平等性が保たれていたらしいこと、公平性を保証する観念として「等同」を尊重する思考法、連歌における異なる身分の者の同座、下位の者の下剋上を時には承認する柔軟な思考、これらが相互に関連性をもちつつ存在したのが中世後期であつたと考え

る。

そのほか新関を立てる、新しい町をつくるに際して市頭を求めるなども、中世後期に盛んに行われた関所設置<sup>(54)</sup>、新町の形成という実態を反映している。

## 二 『天正狂言本』の女性たちとそのジェンダー

『天正狂言本』には百四曲が含まれていることを述べたが、そのうち三十一曲に女性が登場する。約三分一にあたる数であり、決して少ない数ではない。三十一曲を女性のライフサイクルに沿って娘、妻、母に関する曲に分類し、ついで職掌、役割の点から考察し、中世後期にどのような女性ジェンダーが成立していたかを考える。

娘の登場する狂言では「面研ぎ」の「女子(めこ)」、鬼の娘、宿の娘<sup>(55)</sup>が代表的な娘の姿を見せてくれる。「面研ぎ」の女子は男(父親だと思われる)のいいなりに、鏡研ぎの要領で顔を研がれる。従順な娘として多少の嘲笑を交えて描かれている。これに対して鬼の娘は個性的であり、連れて来られた罪人と腕押しをして負け、脛押しをしてまた負ける。そこで他の鬼の子供達が出て来て娘を助けたので、鬼の娘が罪人に勝つという筋立てになっている。ところが現行曲では鬼が罪人に負けて終わるのである。終わりの迎え方が全く逆なのである。現行曲との比較から見ても、鬼の子供達の協力による勝利が、いつの間にか罪人の勝利に変わっていることがわかる。腕力の弱い女も兄弟姉妹の助けで勝利をおさめるといふ協力のありさまは、中世の親族・家族の一

致協力を表現したものと見える。

宿の娘も個性的であり、座頭に次いで殿と、夫になる人を選び替えている。夫を自ら選択する自主的な娘であった。これらの他、娘の範疇に入ると思われるのは、殿の愛人「花子」や祖父の恋い焦がれる「乙御前」<sup>(56)</sup>がいる。彼女らが娘という範疇に入るかどうか、厳密には分からないが、一応未婚の女性と仮定して娘範疇に入れておく。彼女は殿の女房(妻)との対比で、上品な女性として描かれてはいるが、曲の構成の中では重要な役わりではない。

よって、以上述べてきたことから、狂言の娘は、妻段階の女性ほどの腕力もなく、上品さ従順さといった娘本来のよい性質を発揮できたものも多かった、また親族、家族の協力と結合の中で娘も守られていた、とまとめられよう。娘の中で、自分の意志を貫いた宿の娘は傑出している。しかしその意志の貫徹は婚姻に際してだけであり、限定された局面でしか自己の意志が発揮できなかった点にも注意しておかなければならない。

妻としての女性は『天正狂言本』に最も多く登場する。殿の女房は、禁足の行をしているからと夫(殿)に「女人結界」と押し出されたので、殿の代理として禁足をさせられていた太郎冠者を見つけて威し、自分が代わりに禁足をし、その間に花子に会ってきた夫に腹を立てて、夫を蹴散らして帰っている<sup>(57)</sup>。夫(殿・大名)はここかしこをさすりながら刀を着けて入るのである。刀まで着けている大名としての夫も、女房(妻)の怒りにはかなわない。妻が太郎冠者を威すことができたのは、太郎冠者がこの大名家の家臣であったからである。ここにおい

でも主従原理は動かさないものとして貫徹していることがわかる。妻がありながら花子を恋慕うという点で夫に弱みがあるとはいえ、大名の妻の、家の中における夫に次ぐ地位の掌握を知りうる。

夫と妻が家の中の権限を、大まかに外と内の権限分掌の形で握っていたことを、毛利元就書状の分析を通じて論じたが、その姿はこの大名の家においても見られる。家政の範囲に属する分野では最高の権限を握る妻の、正当な権限分担をおびやかす身勝手な夫に対する懲罰・逆襲が、この狂言から見えると考える。

狂言の妻は、夫をやりこめる人物ばかりではない。夫婦仲の良さを前面に出したものもある。太郎冠者とその妻、次郎冠者とその妻の二組の夫婦は、山田で女房達が持ってきた酒で酒盛りをし、男も女も舞うのである。<sup>(59)</sup>ところが現行曲では女房は登場せず、主人が酒を持ってきて労う筋立てになっている。夫婦の協力で太郎冠者や次郎冠者の家（中世後期の武士の家）は成り立っていたことが表明されている。家の代表は夫であり、公的な立場は夫が専ら引き受けるが、家そのものは夫婦の協力によって成り立つものであることを、夫婦の互いに慰労しあう姿がよく表現しているよう。

夫婦の固い結束を表す狂言もある。「ちぎり木房」では、夫の乞食太郎が大勢に酒盛りの席でやり込められたのに腹を立てた妻は、一人で仕返しに出掛け、「仇討ちをする」とみななの家を訪ねるのである。行った先々で「留守」といわれ、果たさなかつたが、「居たらは打ころさんものを」という意気込みで出掛けている。夫への愚弄は妻への愚弄であると捉える夫婦一体観を察知することができよう。それと

もに、夫が乞食太郎であったことに対する怒り―身分制秩序に対する批判の目すら感じられる。勝気な妻は怒りと仕返しをしようという強い意気込みで出掛けたのであったが、結局は果たさず平和裡に終わっている。争い過ぎての「ちぎり木」(約束の木)の存在がメインテーマであるからであるが、夫の恥を濯ぐために妻が立ち上がる点に、当時の夫婦一体観が最もよく表明されていると考える。

まだ妻を持たない男が妻を得ようとする時、清水に籠もって折るという姿が見られる。<sup>(60)</sup>清水の観音に頼って妻を得る話は『今昔物語集』や『沙石集』に既に見られるから、平安期以来の伝統的観念であったことがわかる。妻探しをする時、歌の意味を解したり、歌をよくしたりする女性は高く評価されている。公光は武蔵野で花を摘んでいる理想の女性と思われる人に言葉をかけるが、女は「うるさい」とすげない。女が歌を所望し、公光は逃げ、女が追いかける。逃げる、追うの結末で終わるのであるが、現行曲では二人が酒盛りをして和やかに別れることになっている。現行曲では角がとれ、平和的解決に変わっており、江戸期以後の式楽化した能楽・狂言の姿への変化がここでも察知できる。それと同時に中世後期に見られた女性の元気さ、力強さは失われた。

二人妻という状況設定は「女らくあみ」で見られる。妻を二人持つという、夫優位妻不利な状況に対して、夫を手車に乗せ、投げるという夫への仕返しを結末として取り込んでいる。抑圧されていた妻もだまっていなことを表現したものと受け取れる。厳しい現実にはさやかな抵抗をしている点では、一章で述べた、身分制社会の中で上位者

に仕返しをする曲とあい通じる。が、逆に「女らくあみ」から、夫権の婦権に優越する現実がうかがえる。現実にな住している夫を反省させるには、やりこめる以外に方法はない。「わわしい女」はこうした場面に登場するのである。しかしわわしさは一時のことなら確かに許されもするが、わわしい女をつづけることは周囲の現実が許さない。

厳然たる男上位社会が家の周りを取り巻いていたからである。中世後期の女性特に妻は、家の外の男上位社会に刃向かおうとすれば、家の中における家政掌握の権限<sup>(63)</sup>を挺子に夫をやり込めることでしか鬱憤はらしをすることができなかつたと考えられる。

似通った状況の曲として「墨つけ」がある。ここでは夫は二人の妻の仲裁役に回っており、傍観者的である。結末も二人妻という状況にもどっており、妻同志の争いが筋立ての中心にきている。中世社会の現実の様相の一端がそのまま現れた曲であるといえよう。

妻に共通する労働は、家事労働の一翼である糸をうみ、裁縫をすることであった。妻自身が仕事を持つというかたちではほとんど登場しないが、かといって妻の労働が軽度のものであったわけではなく、家族の食料の調達、衣類の調整を担当しつつ、家業を手伝い、家を支えていたと考えられる。

「何よりも妻の役割を端的に示すのは「家主」の語が妻をさす言葉として使用されている点である。「墨つけ」の夫は「家主」があまりに愷<sup>りん</sup>気が深いとして、よそへ行くのである。「家主」と呼ばれた女性の家が、もともとこの人の持ち物であったのか、夫の持ち物であったのかは問題ではなくなっていて、その家の主というべき人物は妻の方

であった状況が重要なのである。夫婦の家の外向けの代表は夫であるが、家の実質的主人は妻であることも多かつたことを示す。それは妻が家政を掌握していて、家の中では夫と対等な発言権を持っていたからであった。

女性は娘時代が過ぎると妻という時期を迎えることが多い。妻の時代になるとその女性は一体夫方を重視するのか、生家である妻方を重視するのか、時代によっても個々の事情によっても異なるであろう。『天正狂言本』が表現するのは、夫方の重視である。夫と父が水争いをした時、妻（娘）は夫の味方をし、父親を揺すり上げて投げて帰っている<sup>(64)</sup>。これは、父―娘の実の親子のきずなよりも、婚姻後は夫婦が最も緊密な関係を形成していたことをあらわしている。夫婦関係が親子関係に勝ることがあることを表現した曲といえよう。

次に後家と高齢の女性について検討しよう。後家が登場する曲は少数である。しかしその姿は個性的である。

「伯母が酒」の伯母は甥が鬼の真似をして自分の酒を飲んだのに腹を立て、面を被って「威し返」している。高齢の後家であっても腹を立てれば仕返しをする。またこの伯母は酒造りを生業とする職業をもつ女性であることも注目される。

「京金」の年寄り女は乳母になろうとして、夫婦で坊主のもとを訪れ、乳母に相応しい名を付けてもらおうとするが、名が付かないのに腹を立て、坊主から逆に金を取って終わっている。年寄りでも仕事を始めようとする意気をもっていたことがわかる。またそうした人に相応しい仕事として乳母があつたこともわかる。「比丘貞」の御寮は後



家であり、銭も米も沢山所持しており、烏帽子子までとる地域の有力者であった。

高齢の女性や後家が生き生きと描かれている点は、『天正狂言本』の特徴といえる。これは一般に中世社会で高齢者や後家が尊重され、とくに後家は夫の死後家の最高決定権を握ることもあった事実と照応していると考ええる。

次に女性の社会的労働について考察する。社会的労働として現れるのは、酒造りをする伯母と大名に仕える「竹松」、乳母、水汲みを主な仕事とする雑仕の女の四種である。<sup>(66)</sup> 中世後期の女性の職業が多数見られる。「七十一番職人歌合」<sup>(67)</sup> に比べて、極めて少ない。しかし歌合には見られない大名に仕える女性の姿が、「竹松」と乳母と雑仕の女として三種も見られる点が注目される。「竹松」は大名の言いつけで、神事の頭用の能の道具を伯父の所まで借りに行き、原で追剝に取られるのだが、「竹松」は「しのびしのびにねり寄り、長刀取りて、鼓の緒にて首を引きしめ、引き入る」のである。薙刀は能の道具としてのそれであったと思われる。それにしても主の命で借りてきた道具を取られれば取り返す強い意志を持ち、薙刀が使えて、「竹松」の女房名をもらっているという諸点から考えて、「竹松」は大名に使える女房であったと言えるのではないだろうか。つまり女房名を持つ女房、乳母、水汲みなどに追いつかれる下女と、三様の姿で登場することは、武家や公家などの領主階級に奉仕する者が女性の側にもかなり存在したことを物語る。主取りはこの時代、男だけの事態ではなく、男女ともに行ったのである。

農業労働では早乙女しか見られない。<sup>(68)</sup> 農業労働の場面が登場してくるとの少なさはすでに指摘されており、これは『天正狂言本』がどのような人々によって編纂されたかにかかわる問題点である。『天正狂言本』が農業を生業とする人々によってつくられたものではなかったことはたしかであろう。早乙女の姿も、現実に田植えをする姿として現れるのではなく、懸想文の対象としてである。『天正狂言本』が、中世後期の現実を直接反映する資料ではなく、芸能としてのフィクチャーにかけられた作品であったがためであろう。

芸能関係の社会的労働としては、巫女、ごぜが見られる。<sup>(70)</sup> ごぜが座頭と夫婦になるのは現実の反映であろう。ここで注目したいのは、職業としての歌姫や踊り手ではなく、一般庶民が大勢で歌い踊る場面がよく見られる点である。大勢の女が歌を歌い、あるいは合唱し、踊るのである。囃子物の稽古の場面も見える。<sup>(71)</sup> 一般庶民女性が、素人なりに歌い踊り演奏するという芸能に広く携わっていた状況が読み取れる。家事労働に属するものとしては、芋を洗う仕事と機織りがある。機織りは二曲に登場し、中でも「おまきよせ」<sup>(72)</sup> では大勢の女が緒巻を取って、鋏を持った男と対決する。<sup>(73)</sup> 男が鋏を持つことつまり農業労働を主たる生業としており、女は農業労働にも携わるが家内労働としての機織りに主として携わるものだと、役割分業意識がこの曲に反映していると考ええる。現実にも女は家の中で家族の衣類を作り出す機織り労働を古代以来副業的に絶えず続けてきた。<sup>(74)</sup> 機織りは中世後期においても家事労働の大きな部分を占めていたと考えられる。その中で、中世には帯売りや白布売りなど、衣類を専門に扱う商人が生まれており、

そうした衣類関係の商人には女性が多かったことも明らかにされている。織部司などの官司は別として、庶民の間では家内労働として古代以来続けてこられた機織りが、中世になって広く社会的労働としても行われ始め、庶民の手にも届くほどの商品として商われるようになったことが、先述の庶民衣服としての小袖の普及につながると考える。

## おわりに

早乙女に見たように、『天正狂言本』は現実の中世後期社会を忠実に反映しているわけではなかったが、多くの点で中世の様相を反映していることを論じてきた。とくに階級社会の厳然たる確立は、狂言そのものの背景に揺るぎなく看守することができた。そうした現実立ちは向かう下剋上の言動が『天正狂言本』に特徴的に現れるという点は、先行研究の指摘する通りである。ところがこうした下剋上の筋立てや動作は、現行曲では大幅にそぎ落とされてしまった。しかしここで強調したいのは、これら下剋上の言動が一時限りのものであった点である。大名をやり込めた太郎冠者はこの結末の次にはどうなったであろうか。家臣としての位置に留まるためには、自分に非がなくても謝ったか、罰を課されたかしなければ、太郎冠者としての地位を失うことになる。再びいままでとおりの「きわどく」召し使われる現実にもどったのではなからうか。つまり『天正狂言本』の下剋上は現実社会の下剋上よりはゆるやかな一時の抵抗であり、再び厳しい階級社会にもどったがゆえに許される抵抗であったと思う。

一方夫婦関係では、妻がわわしい姿でよく登場するように、家の中では平等性が保たれていた。家の外の社会ほど夫と妻の関係には大きな落差はなかった。そのため妻には外界の鬱憤を夫に向けて発散するより方法はなかったのである。自分たち女の力を合わせれば夫はまだしも非を改めさせる見込みのある相手であったのである。階級社会と家父長制的家の確立に対して、家の中での妻や娘の位置を武器に抵抗する女性の姿が、わわしい女の実像であったと考える。娘も親から財産を分与されたり、化粧料として婚姻時に財産をもらったりしており、婚姻後は商人としてあるいは女房や下女として社会的労働に、あるいは家内労働としての機織りや家業、家事労働に常に従事していたことが、夫と対等な妻の位置を持続させたと思う。

そうした女の姿を、口やかましく、バイタリティーのある姿で代表させた点に狂言の形づくった女性ジェンダーがあると思う。「花子」のような恋の対象としての女性はむしろ主役にはなりえず、わわしさが重視され、中世後期の女性の属性の典型をここに見て強調し、さまざまな形でバイタリティーに溢れた姿で登場させている。階級社会に時には刃向かつてはいるのだが、刃向かう相手を夫に置き換えたために、元気で生活力旺盛ではあるが社会的には無害な女を『天正狂言本』は描き出したと考える。

## 注

(1) 橋本朝生「天正狂言本の出家座頭狂言」(日本文学研究資料叢書『謡曲・狂言』所収、有精堂、一九八一年)、『中世史劇としての狂言』若草書房、一九九七年。

- (2) 佐竹昭広「弱者の運命」(『下剋上の文学』所収、築摩書房、一九六七年)。なお佐竹は狂言を天正本と現行曲で厳密に区別せず、総体としてとらえた時、「武悪」は代表的な曲であり、そこには「奴隸的生産者」と名主層との階級対立という、中世農村社会独特の性格が、もっともリアルなカタチでうつつしだされている(『勝利の歌』同書)と述べ、狂言が民衆に「をかし」を与えようとするなら、その「をかし」は民衆の「よろこび」と通い合うものでなければならぬとする。
- (3) 田端泰子「日本中世の女性」吉川弘文館、一九八七年。
- (4) 黒田弘子「中世後期の女たち」(『女性史総合研究会編『日本女性生活史』第2巻中世所収、東京大学出版会、一九九〇年)、『笑劇にみる女と男』(『文学にみる日本女性の歴史』所収、吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (5) 「竹生島まふで」「大こく」「うつば猿」(いずれも『天正狂言本』の曲名は日本古典全書『狂言集』下、朝日新聞社、一九五六年による。)
- (6) 「米かり」。
- (7) 「地せん石」。
- (8) 拙稿「日本中世の商業と女商人」(『日本中世の社会と女性』所収、吉川弘文館、一九九八年)。
- (9) 拙稿「大原郷と大原女」(京都橘女子大学女性歴史文化研究所編『家と女性の社会史』所収、日本エディタースクール出版部、一九九八年)。
- (10) 「ぶすさたう」「ところろ」。
- (11) 「茶ぐり」。
- (12) 「野中の清水」。
- (13) 「ぶすさたう」。
- (14) 「あおのり」。
- (15) 「一服一銭」の茶店の存在は応永十三年(一四〇三)の『東寺百合文書』に見える(ケ函九八号)。またこの茶店と茶売り商人については吉村亨『中世地域社会の歴史像』(阿吽社、一九九七年)参照。
- (16) 上層武士階級の、しかも薩摩における茶の湯の意義を論じた研究として米原正義『戦国武将と茶の湯』(淡交社、一九八六年)、原田伴彦「武

将と茶の湯」(『原田伴彦著作集。茶道文化史』思文閣、一九八一年)などがある。米原は武将達が茶の湯に執心した理由は「権威の象徴、慰み、茶の湯数奇」にあつたとしている。私見では、信長、秀吉などの茶の湯の意義と、上井寛兼らの茶の湯がもつ意義は同じではなく、本文で論じたような差があるのではないか、つまり茶の楽しみ方にも階層差があつたのではないかと考えている。

- (17) 「こけ松」。
- (18) 「花ぬす人」。
- (19) 「はま千鳥」「おばが酒」。
- (20) 「もち酒」。
- (21) 「こぶうり」。
- (22) 「わかな」。
- (23) 「しのぶわた」は陸奥国信夫郡に産する上質の真綿のことであり、『七十一番職人歌合』の詞章に見えるので、中世後期にこれが京都で高級な真綿として販売されていたことがわかる。
- (24) 「三人百しやう」「鷹かりがね」「二人おさめ物」など。
- (25) 拙著『中世村落の構造と領主制』(法政大学出版局、一九八六年)。
- (26) 『洛中洛外図屏風』のうち、上杉家本と町田家本は十六世紀の都を描いたものであるとされる。従つてこの両屏風も中世後期の庶民の住居を知る好箇の資料と考えてよい。上杉家本は岡見正雄・佐竹広『標注洛中洛外屏風 上杉本』(岩波書店、一九八三年)、町田家本は『日本屏風絵集成第十一巻風俗画―洛中洛外』(講談社、一九七八年)を使用した。
- (27) 注(1)書。
- (28) 注(1)論文。
- (29) 「かにばけ物」。
- (30) 「あおのり」。
- (31) 「地ざう坊」。
- (32) 「たらしざう」。
- (33) 「犬引ざとう」。

- (34) 「ぬのかひざとう」。
- (35) 「鞠ざとう」。
- (36) 「なわなひぬす人」。
- (37) 「うつば猿」。
- (38) 「と草」。
- (39) 横井清「中世民衆史における『癩者』と『不具』の問題」(『中世民衆の生活文化』所収、東京大学出版会、一九七五年)、橋本朝生前掲書。
- (40) 「駄賃座頭」。
- (41) 「八はたむ子」。
- (42) 「舟こししうと」。
- (43) 「高札む子」。
- (44) 「どもり」「梅ぬす人」。
- (45) 「茶ぐり」。
- (46) 「鳴子遣子」。
- (47) 勝俣鎮夫「戦国法」(『戦国法成立史論』所収、東京大学出版会、一九七九年)。
- (48) 「馬かりざとう」。
- (49) 注(3) 拙著。幕府は喧嘩をした双方に同程度の被害があつてしかるべきだという考えを基準に、被害の少ない方に、多い方と同程度の罰を与えた。
- (50) 「ぬす人連歌」。
- (51) 「連歌の十とく」。
- (52) 「いもじ関」。
- (53) 「すからかは」。
- (54) 中世後期の新聞は多様であり、山科の郷民が設置した関所もあった(注(25) 拙著)。関所設置と幕府との関係については「御台の執政と関所問題」(『日本史研究』三九五号、一九九五年)、のち『日本中世の社会と女性』所収、吉川弘文館、一九九八年) 参照。
- (55) 「つらとぎ」「首引」「犬引ざとう」

- (56) 「鬼のぬけがら」「恋のおふぢ」。
- (57) 「ちうや帰り」。
- (58) 注(3) 拙著。毛利元就はその書状の中で「内をは母親を以而おさめ、外をは父親を以而治候と申金言、すこしもたかハす候までにて候」と述べているのである。
- (59) 「なるこ」。
- (60) 「いもじ関」。
- (61) 『今昔物語集』巻第二十九ノ第二十八など(『今昔物語集』五、岩波書店、一九六三年)。
- (62) 「公光」「いもじ関」。
- (63) 妻の家政権掌握については注(3)、注(8) 書参照。
- (64) 「水引む子」。
- (65) 拙著『日本中世女性史論』(塙書房、一九九四年) 及び注(8) 書参照。
- (66) 「おばが酒」「竹松」「京金」「いとより」。
- (67) この史料についての分析は注(8) 書で行った。
- (68) 「田うへ」。
- (69) 橋本朝生注(1) 書など。
- (70) 「ゆ立」「こぜざとう」。
- (71) 「おせぢ物」「わかな」。
- (72) 「いもあらひ」。
- (73) 「どもり」「おまきよせ」。
- (74) 機織りについては赤木志津子『女性』(日本史小百科2、近藤出版社、昭和五二年) が、全時代の女性労働としての機織り、裁縫について簡潔に述べている。